

非常時に避難するには？

■エレベーターは絶対に使わない

火災・震災のどちらにおいても「絶対にエレベーターを使わない」が鉄則です。

■階段を使ってはいけないとき

階下で火災が発生した場合は、急いで避難しなければなりません。いつも使用している階段から煙が上って来るような場合は、**絶対にその階段を降りてはいけません**。

■ベランダからの避難

ベランダの隔て板は人の手で破ることができます。ベランダの隔て板を破って横に移動して、別の階段を使って避難します。

地震の影響によって、歪んで玄関の戸が開かない場合もありますので、そのような時もベランダを使って避難することになります。

ベランダからの避難については、別の防災行動基準「137 ベランダから避難するには」を参考にしてください。

■避難経路の事前確認

「消防・防災計画」の「付図2 棟別避難経路図」で、ご自宅からの避難経路を予め確認し、ご家族で避難するつもりで見て回っておいてください。

■ベランダの整頓

各戸のベランダは、「共有部」であり法的に避難路です。隔て板の前とベランダには、避難の障害となるものを置かないようにしましょう。

■電気の始末

急いで避難する場合でも、**電気のブレーカーを忘れずに落としてください**。阪神大震災では、原因が特定できた火災のうち64%が、地震後の通電火災と考えられています。

■電気ブレーカーを自動的に落とすには

大地震の揺れに反応して自動的にブレーカーを落とす器具が市販されています。ネット通販（アマゾンや楽天など）で購入して設置することもお勧めです。

【例】 リンテック21 感震ブレーカーアダプター(簡易タイプ)
YAMORI(ヤモリ) GV-SB1 約2,800円



■どこに避難するか

ひとまず中央の森式番街自主防災会の災害対策本部を目指してください。 災害対策本部は、円形広場または集会所（洋室）に設営します。

■助けを呼ぶ

中央の森式番街自主防災会は、大地震の発生時には、災害ボランティアの方々とともに居住者の安否確認を行います。確認作業の開始までには時間を要することが考えられます。

自力で緊急避難ができない場合は、呼子等を使用して近隣の助けを求めてください。

以 上

作成年月日： 2017年4月9日